

減損と「見積もりの修正」

——「期待の変質」なき評価の切り下げ——

米 山 正 樹

前稿「長期金銭債権の減損」で確かめたように、金銭債権から約定どおりの資金回収が見込めなくなった場合、その事実は、態様のいかんに応じて、金銭債権をめぐる業績評価にふたつの異なる影響を及ぼす。返済が滞った結果、旧来とは異なるやりかたで資金の回収を図るのが最善の選択となるケースと、これまでとり行ってきたやりかたをそのまま継続するのが最善の選択であり続けるケースとに分かれるのである。前稿以来、ふたつのケースはそれぞれ、「投資のねらい」が変化する場合、および「ねらい」に変化が生じない場合と称されている。本稿で取り扱うのはこのうちの後者、すなわち返済の見込まれる資金が減少しても、債権投資のねらいそれ自体には大きな変化がみられない場合である。金銭債権に固有の特性ゆえ、例外的に必要とされる切り下げの手続について論じていくわけである。

これも前稿で確認したとおり、「正常な」金銭債権については、「利息法」と呼ばれるやりかたで投資の成果をとらえるよう求められることが多い。本稿で取り扱うのは、この利息法を有用たらしめる経済環境に変化が認められず、減損後も相変わらず利息法の適用こそが「投資のねらい」に適う測定操作といいうるケースである。そこでは、資金回収に生じた困難は、利息法の適用を与件としたうえで、そのしくみに何らかの形で反映させることとなる。そのとき業績評価のフレームワークに、はたしてどのような影響が及ぶのであろうか。そこでは、一意的な操作が導かれてくるのであろうか。それとも、複数の選択肢を想定できるであろうか。もしいいくつかの方法が意味を持つとしたら、それぞれはいかなる論拠に支えられているのであろうか。本稿では、これらの問題に考察を進める予定となっている。

第1節 「修正」の諸類型

後に詳述するとおり、資金回収の困難という事実は、さまざまなかたちで利息法のしくみに反映させることができる。「見積もりの修正」をいうだけで、測定操作を一意的には決めることはできない。では、減損が生じたときの会計処理として、具体的にどのようなものが想定できるのであろうか。本節のねらいは、ありうべき方法を網羅的に列挙し、それぞれに解説を施すことにある。そこで列挙されたやりかたの異同点については、次節以降において改めて検討することしたい。

(1) FASB「討議資料」による分類

利息法の適用対象となる金銭債権に減損が生じたとき、その事実を期間損益にどう反映させるべきかをめぐる議論は、米国財務会計審議会の討議資料（FASB [1990]）に詳しい。ここでは、この討議資料がどのような方法に言及しているのかを紹介したい（FASB [1990], para.375）。

① “as-realized approach”

前掲「討議資料」で採り上げられている方法のひとつは、資金の回収に困難が生じたにもかかわらず、その事実を無視し、旧来の仮定や見積もりをそのまま踏襲した期間配分を続けるものである。この方法による場合、返済が滞った事実は、判明時点を含む期間の損益には反映されない。それより遅れて、回収可能額の低下が実際のキャッシュフローに裏づけられたとき、はじめて損失が計上されることとなる。将来キャッシュフローの減少が見積もりにとどまるかぎりは、その事実を期間損益に関わらせないのである。そういう特徴から、この方法は“as-realized approach”と呼ばれている¹。

ここで述べたとおり、期待の次元にとどまる回収可能額の低下を業績評価に影響させないのが、いま紹介したやりかたにみられる最大の特徴といえる。いわば“as-realized approach”は、資金回収の困難にかかわらず、「見積もりの修正」を施さない方法なのである。「回収可能額の減少」という事実をどう期間損益に反映させるのかが当面の検討課題であるから、ほんらいは、ありうべき修正方法のひとつとして“as-realized approach”を掲げるのは適当でないかもしれない。しかし一切の修正を施さないのも、修正の一環といえないこともない。FASBの討議資料が、回収可能額が減少したときの対応としてこの方法を掲げたのは、そのためといえそうである。

② “prospective approach”

もうひとつは、回収可能なキャッシュフローが減少した事実を、利息収益の配分に際して用いる「実効金利」の低下という形で期間損益に反映させるやりかたである。この方法においては、旧来の計算スキームから導かれてきた簿価を、減損の発生にもかかわらず、原則としてそのまま継承することとなる。先述した“as-realized approach”と同様、ここでも資金の回収に困難が生じた時点において、簿価をただちに切り下げるではない。“as-realized approach”との違いは、減少後の将来キャッシュフローと減損が生じた時点における金銭債権の簿価から導かれる「新たな実効金利」を用いるかどうかに求められる。

もう少し具体的にいうと、いま紹介している方法による場合は、減損の発生後、最初から「引き下げられた実効金利」で利息収益を計上することとなる。時の経過とともに、減損の事実が「自動的に」期間損益に反映されるわけである。そこでは、期待どおりに事態が推移するかぎり、評価損失という形で減損の影響が期間損益に現れることはない。これに対し“as-realized approach”による場合は、あくまでも「当初の実効金利」を用いて未収利息を計上し続けることとなる。減損の事実は、「当初の実効金利」による「もともとの利息収益」に満たない額しか回収できなかったとき、はじめて、キャッシュフローに裏づけられた損失として期間損益に反映されるのである。両者の相違はこういうところに見出すことができる。

ここで紹介したやりかた、つまり回収可能なキャッシュフローが減少した事実を実効金利に反映させる方法は、FASBの討議資料では“prospective approach”と呼ばれている²。減損を機に金銭債権の簿価を切り下げ、それにみあう評価損失を計上することもなければ、まして過去にわたり遡及的に期間損益を修正することもなく、減損の事実をもっぱら将来の年度に反映させることから、こういう名称が付されたのであろう。米国においては、かつて資金回収に困難の生じた金銭債権のうち、金銭貸借契約の再構築（restructuring）が図られたものについての基準書が公表されていた（FASB [1977]）。この基準書は、基本的に、ここで紹介した

“prospective approach”の立場に沿うものといえる³。

(3) “catch-up approach”

続いては、回収可能なキャッシュフローが減少した事実を、減損が生じた時点における簿価の切り下げという形で期間損益に反映させる方法を探り上げる。このやりかたの特徴は、まさしく資金の回収に生じた困難を将来の会計年度に繰り延べることなく、発生時点を含む期間の損益に評価損失という形で反映されるところに求められる。別の見方からすれば、このやりかたによる場合、企業会計上、旧来どおりの投資収益率が期待できる水準まで、減損を機に評価を切り下げることなる。減損の事実については、いわば「その場かぎり」の修正が施され、以降の業績測定にそれをひきずらないところがこの方法の特徴といえる。もっぱら利息収益をどう期間配分すべきかという観点から切り下げ額を決めるやりかたが、この方法を特徴づけているのである。

先に紹介した米国FASBの「討議資料」は、ここで紹介した見積もりの修正手続を“catch-up approach”と呼んでいる⁴。減損後も「当初の実効金利」に相当する収益を計上し続けるのを条件としたとき、回収可能なキャッシュフローの減少は債権簿価の切り下げを要求することとなる。その手続は、簿価の引き下げに生じた「遅れ」を取り戻すためのものとみなしうる。この方法に“catch-up approach”という名称が付されているのはそのためであろう。返済の滞った金銭債権に関する米国の現行ルール(FASB [1993])は、原則として、ここで紹介した考え方だと整合的なものといえる。

なお、「討議資料」では言及されていないが、この“catch-up approach”に多少の変形を施したものとして、回収可能なキャッシュフローの単純な合計額まで簿価を切り下げる方法も想定できる。よく知られているとおり、投資に着手してから資金を回収し終えるまでの期間を通算した企業会計上の利益は、いわゆる「貨幣収支余剰」と一致する。とすれば、「単純な合計額」まで簿価を切り下げる後の年度における期間損益の合計額は、期待どおりのキャッシュフローが実現するかぎり、ゼロとなることが見込まれる。減損が生じた時点の簿価と「単純な合計額」とがもともと一致していれば、その時点で計算し直した実効金利もゼロとなってしまう旨、直感的にも自明であろう。つまり減損の発生後は「当初の実効金利」ではなく、「ゼロの実効金利」しか期待しないものとみなし、そういう期間配分を達成するための簿価修正をここで想定しようといでのである。

「当初の実効金利」で将来キャッシュフローを割り引いてくる手続と、将来キャッシュフローを単純に合計した額でストックを評価する手続とは、一見したところ異質なものにみえる。しかしここで述べたとおり、「単純な合計額」による評価の背後には、「減損の生じた金銭債権に関わる会計上の投資収益率はゼロ」という発想が潜んでいるようにみえる。その点に着目すれば、「単純な合計額」による評価というやりかたも「当初の実効金利」で割り引く方法と同様、“catch-up approach”にもとづくものといえそうである。不良債権に期待する投資収益が「当初の実効金利」なのか、それとも一切の金利収入を期待しないのかという違いはみられるが、事後的な期間配分のありかたから回収が滞った時点の簿価を決める発想は両者に共通するものといえる。

先の脚注3で簡単に述べたとおり、かつて金銭貸借契約を再構築する場合の処理を定めていたFASBの基準書(FASB [1977])は、原則として“prospective approach”を採用していた。

ただ，“prospective approach”による「新たな実効金利」がマイナスとなってしまうケースについては、実効金利がゼロとなるところまで、すなわち減損後も回収可能なキャッシュフローの単純な合計額まで、金銭債権の評価を切り下げるよう求めていた。ここでの考察によれば、「例外規定」によるこのような簿価修正は、“prospective approach”によるものというより、むしろ“catch-up approach”と整合的な処理と解釈できる。基準書第15号は、本則と例外規定とで、この点に大きな違いがみられるのである。

④ “dual approach”

「討議資料」で最後に紹介されているのは、前掲した“as-realized approach”と“prospective approach”とを組み合わせたようなやりかたである。いま述べたような特徴から、この方法は“dual approach”と呼ばれている。このやりかたによる場合、実際に契約違反が生じるまでの間は、利息法のフレームワークに何の修正も施さない。たとえ約定どおりの資金回収が見込めなくなつたとしても、それがキャッシュフローに裏づけられないかぎり、当初の実効金利にみあう利息収益を計上し続けることとなる。“dual approach”は、返済の困難が予想されるようになった時点で新たな実効金利にもとづく業績評価へと移行する“prospective approach”とは、この点で大きく異なっている。

では、“dual approach”的もとで実際に契約違反が生じたとき、どのような処理が求められるのであろうか。そこでは「ほんらい返済を受けることができたはずの額」にみあう利息収益を計上し、実際の回収額がそれに満たない分は別建ての損失として処理することとなる。これはまさしく“as-realized approach”にそくしたやりかたといえる。“dual approach”と“as-realized approach”との違いは、減損以降の期間損益に現れてくる。

先述のとおり、“as-realized approach”では、いったん債務不履行が生じた後も当初設定した期間配分のスキームには修正を施さないことになっている。これに対し、“dual approach”では「キャッシュフローに裏づけられた減損の発生」を機に、前掲の“prospective approach”へと移行することになる。端的にいって、次年度以降にも見込まれる回収可能額の減少の事実を、実効金利の引き下げという形で期間損益に反映させるのである。以上を要約するなら、“dual approach”的特徴は、(a)キャッシュフローの裏づけが得られるまでの間、減損の事実は期間損益に影響させないが、(b)ひとたび裏づけが得られた後は、その事実を将来にわたる実効金利の低下という形で期間損益に反映させるところに求められる。

(2) その他のありうべき選択肢

前項で取り扱ったFASBの「討議資料」は、利息法のフレームワークを尊重したうえで、資金の回収に生じた困難を期間損益にどう反映させればよいのか、その点に関するさまざまな考え方を網羅していた。経験的な意味づけが可能な方法のほとんどは、そこで採り上げられているとみて差し支えない。しかし、その他の方法がまったく考えられないわけではない。本項では、資金の回収に生じた困難を「見積もりの変更」という形で期間損益に反映させる方法のうち、「討議資料」が採り上げなかったものを取り扱うこととする。

① 実効金利の遡及修正

ありうべき修正方法のひとつは、資金の返済が滞ったとき、その時点に見積もられた将来キャッシュフローと既に回収した過去のキャッシュフローをもとに、実効金利を計算し直すやりかたである。通常、実効金利は未回収のキャッシュフローをもとに計算されるが、ここでは回収済みのキャッシュフロー、いわば実績値も一部織り込みながら、新たな実効金利が求められる。その点が際立った特徴といえる。

新たな実効金利を求めた後は、これを用いて「当初からその実効金利を適用していたら減損の発生時点に得られたはずの簿価」を計算する手続が施される。そういう形で求めた「ほんらいの簿価」と「実際の簿価」との差額は、減損に伴う評価損失として、それが生じた時点を含む期間の損益に反映されることとなる。いわば「当初の実効金利にもとづく簿価」と、「遡及修正を施した実効金利にもとづく簿価」との差額が、減損による損失とみなされるわけである。

これと整合的な遡及修正の手続は、例えばわが国においては、事業用資産（とりわけ減価償却の対象となる資本設備）に関する残存耐用年数を修正する場合にみられる。そこでは、耐用年数を短縮したとき、短縮後の耐用年数（既に利用済みの年数と新たに見積もった残存耐用年数を合計したもの）にもとづいて「ほんらいの未償却残高」を計算し、それと「実際の未償却残高」との差額にみあう臨時の償却費を計上することが多い。キャッシュフローか、耐用年数かという違いはみられるが、継続保有している財についての見積もりを変更する際、既に起こってしまった事象と新たに発生が予想される事象の双方を勘案し、ほんらいの「あるべき」評価額へと簿価を修正する点で、ふたつの手続は等質的なものといえそうである。

では、なぜ遡及修正の手続が求められるのであろうか。具体的な手続の背後には、どのような考え方かたが潜んでいるのであろうか。実はここで紹介した手続はいずれも、減損の発生は最初から予測したはずという発想に支えられているようにみえる。減損の事実は、それが判明した年度以降の期間損益に影響を及ぼすだけでなく、過年度の損益を修正する必要性も引き起こす。そう考えるところに、他のやりかたにはみられない、この方法に固有の特徴を見出すことができる。減損は通常、予期しない経済環境の変化で生じるものとみなされるからこそ、発生以降の期間損益にしかその事実を反映させないことになっている。そのこととの対比でいうなら、遡及修正は、最初から採用すべきであった期間配分のパターンに「復帰」するための手続とみることができる。そこでは、過去に累積した「誤差」を一括して訂正するような作業が求められることとなる。

この点に留意しながら前項で紹介した「見積もりの修正」を再検討してみると、それらはいずれも、返済が滞った事実を、減損以降の期間損益にかぎって反映させる方法であったことが理解できる。例えば前掲の“catch-up approach”によれば、ここで紹介した遡及修正と同様、減損が生じた時点において簿価を切り下げ、それにみあう評価損失を計上することとなる。見かけのうえでは、遡及修正と同じような手続が求められるのである。しかし、そこで計上される評価損失の持つ意義はふたつのケースで異なる。“catch-up approach”にもとづく切り下げは、先述のように、例えば「当初の実効金利」にみあうだけの利息収益を減損の発生後も計上するための手続と意義づけられる。言い換えれば、それは将来の期間損益だけを指向した修正といえる。過年度にいったん計上した損益を改めようとする発想は、そこにはみられない。

このとおり、ここで取り扱った「遡及修正」は、FASB の討議資料に列挙された方法とは一線を画すものであるが、返済の滞った事実を期間損益に反映させるやりかたのひとつとして、十分な論拠に支えられたものといえる。にもかかわらず、これを FASB が先に掲げたいいくつかの方法と併記しなかったのは、見積もりの変更に関する一般的な指針を定めた米国のルール（APB [1971]）が、ここで解説した遡及修正の手続にきわめて制限的なためと考えられる。例えば、先述した耐用年数の短縮も、米国においては臨時償却費による累積的な「誤差」の修正は認められていない。しかし米国の会計制度を与件としている本稿では、遡及修正の手続も、利息法の適用を前提とした修正方法のひとつに加えておきたい。

②公正価値（時価）への切り下げ

前掲「討議資料」は将来キャッシュフローの見積もりを修正する方法に列挙していないが、返済の滞った金銭債権のありうべき属性値として、しばしば採り上げられるのが公正な評価額（時価）である。前章でも言及したように、かつて米国会計学会の財務会計基準委員会は、FASB が不良債権を取り扱った公開草案（FASB [1992]）を公表した際、その評価を、一律、時価まで切り下げるやりかたを提起した（AAA [1993]）。また、国際会計基準委員会による討議資料も、不良債権を含む金融商品を原則、時価で継続的に評価するよう求めている（IASC [1997]）。情報開示という側面にも目を向ければ、広く金融商品一般に関するディスクロージャーのありかたを定めた米国の基準書（FASB [1991]）も、金銭債権（を含む金融商品一般）の時価を開示するよう求めている。

ここで掲げたとおり、金銭債権をめぐる業績測定や情報開示において、その公正価値（流通市場が存在する場合の相場やその推測値、または「理論上の価格」）が重視されることも多い。にもかかわらず、「討議資料」は利息法の適用を与件とした「見積もりの修正」に適う手続として、公正価値までの切り下げを念頭に置いていないようにみえる。その理由は、公正価値という測定属性に固有の特徴と関わっている。公正価値は、将来キャッシュフローの期待値にせよ、それを現在価値へと引き直す際の割引率にせよ、すべて測定時点における最新の見積もりにもとづいて計算される⁵。そうなると、不良債権の価値を公正価値まで引き下げる手続は、それ以前にとり行ってきた業績測定との関係を断ち切るものとも解釈できる。そういう特性は、事前に取り決めたスキームを一部踏襲しながら事後の損益を決める「見積もりの修正」とはなじみにくいものといえる。

ここで言及した公正価値に固有の特徴は、これまで採り上げてきたいつかの方法と対比すればいっそう明瞭となってくる。例えば、前項で取り扱った“prospective approach”においては、減損の発生にもかかわらず、原則、金銭債権の簿価を据え置くことになっていた。回収の見込まれるキャッシュフローが低下した事実は、簿価の切り下げという形ではなく、むしろ実効金利の引き下げという形で事後の期間損益に反映されるのである。そこで据え置かれた簿価は、減損の発生を予期していない期間配分のしくみから導かれてきたものであり、「最新の見積もり」とは直接の接点を持たない。その簿価が「新たな実効金利」の計算基礎となっており、減損以降はその実効金利を用いて利息収益の期間配分を行うことになっている以上、“prospective approach”による簿価は、常に「過去の見積もり」を少なくとも部分的に受け継いだものとなっている。

統いては“catch-up approach”である。この方法では、回収可能なキャッシュフローが減少

減損と「見積もりの修正」(米山)

した後も「当初の実効金利」にみあう利息収益が計上されるよう、もっぱら減損以降の業績測定という観点から簿価の切り下げが行われる。切り下げ額を決めている要素のうち、「返済に困難が生じた後も回収可能なキャッシュフロー」は最新の見積もりにもとづくものといえる。これに対し「当初の実効金利」のほうは、文字どおり、減損という事態を予想していない業績評価のしくみから導かれてきたものであり、最新というよりむしろ直接には「過去の見積もり」と関わっている。そういう「当初の実効金利」を用いて利息収益を配分していくかぎり、結果的に導かれてくる不良債権の簿価は、最後まで「過去の見積もり」と何らかの形で繋がりを持ち続けることとなる。

ここで述べたとおり、実際には減損という事実が判明しているにもかかわらず、何らかの形で旧来の（＝減損が発生する以前の）見積もりや仮定をそのまま踏襲するところが、「期間配分」という発想のもとで行われる修正手続に固有の特徴といえる。前稿「長期金銭債権の減損」で確認したとおり、利息法の適用を与件とした修正が施されるのは、資金の回収に困難が生じたとはいえ、期待された成果が時の経過とともに実現する見込みそれ自体には変化が認められない場合である。減損の前後で「投資のねらい」に根本的な違いのみられないところが重要なのである。修正の手続において「過去の見積もりや仮定」が何らかの形で引き継がれるのは、この「投資に寄せられた期待の継続性」と無縁とは思えない。過去の見積もりを踏襲する手続は、「ねらい」にそくした業績評価という観点からむしろ積極的に導かれてきたものともいえそうである⁶。

以上、ここでは「公正価値への簿価修正」という手続を探り上げ、これが利息法の適用を前提とした「見積もりの修正」という測定操作としては適切でない旨とその理由に論及してきた。前項で取り扱った「遡及修正の手続」は、ありうべき見積もりの修正方法として今後とも検討の対象としていくが、公正価値までの切り下げについては、見積もりの修正について議論を進めているかぎりは、これ以上言及しないこととする。

前項と本項をつうじて、約定どおりの資金回収に困難の生じた事実を利息法のフレームワークに反映させるための方法が、いくつか列挙されることになった。次節においては、ここで紹介したやりかたの特徴を際立たせるため、さまざまな視点からそれぞれの比較検討を試みる。なお、第1項で採り上げた“dual approach”は、同じく第1項で解説した“prospective approach”と“catch-up approach”とを組み合わせたものと考えられるため、以下ではさしあたり検討の対象外とする。

第2節 さまざまな方法の比較対照

前節においては、利息法の適用を与件としたうえで、減損の事実を「見積もりの修正」という形でそれ以降の業績測定に反映させるためのやりかたをいくつか列挙した。本節のねらいは、そこで列挙されたそれを特徴づけることに求められる。それとともに、「投資のねらいにそくした業績測定」という、一連の論攷に共通するスタンスから、それぞれの「優劣」をいいうるかどうかも併せて検討する予定となっている。

(1) 切り下げられた簿価の経験的な意味

先に紹介したいいくつかの方法を比較対照する場合、着眼点としてはさまざまなもののが考えら

れるが、本項では、減損を契機として金銭債権の簿価がどう意義づけられるようになるのかに着目する。ストックの評価額にいかなる経験的な意味を見出せるのか、いわば貸借対照表指向の考察を進めていくわけである。

まずは“prospective approach”である。前節で解説したとおり、これは回収の見込まれるキャッシュフローが減少した事実を、実効金利の引き下げという形で期間損益に反映させるところが特徴的であった。そこでは、原則として、旧来の仮定や見積もりから導かれてきた簿価をそのまま引き継ぐことになっていた。つまりこの方法による場合、減損が生じた時点の簿価は、資金の回収に困難が生じたかどうかとは関係なく、もっぱらそれ以前の仮定や見積もりから導かれてきたものといえる。この方法はしばしば、減損の事実を期間損益に反映させるのが遅れてしまうという批判を受けるが、それはここで述べたように、債務不履行の可能性が高まつたにもかかわらず、簿価の切り下げが行われないためと考えられる⁷。

続いては“catch-up approach”を探り上げる。これも前節で確認したとおり、この方法では、減損以降の年度においても「当初の実効金利」にみあう利息収益を計上することが「達成すべき目標」となっている。いわば返済に困難が生じた後の期間損益に最大の関心が払われており、不良化の事実が判明した時点の簿価は、減損後も回収可能なキャッシュフローと達成目標たる「当初の実効金利」との関係から「最後に決まるもの」とみなされている。このとおり、“catch-up approach”による場合も、約定どおりの資金回収が困難となった時点の簿価を直接意義づけるのは難しい。そのかぎりにおいて、“prospective approach”との間に大きな違いはみられない。

なお、“catch-up approach”的変形として先に紹介したやりかた、すなわち「減損後も回収可能なキャッシュフローを単純に合計したもの」まで評価を切り下げる方法による場合、減損が発生した時点の簿価については、文字どおり「将来キャッシュフローを割り引かずに合計したもの」という解釈が可能である。しかし、返済の滞った金銭債権の簿価にそういう経験的な意味を与えること自体がこの方法の眼目かどうかとなると、話しあ違ってくる。「単純な合計額」までの切り下げは、先に述べたとおり、むしろ減損以降は一切の利息収益を計上すべきでないという判断に支えられているように思われる。その意味でいうなら、このやりかたも、減損以降の業績測定を重視する発想から導かれてきたものと推察される。そこでは、ストックの簿価をその「価値」にひきつけて解釈するのは難しい。

最後は、実効金利を過去に遡って修正するやりかたである。この方法は、過去の実績値としてのキャッシュフローと、減損を機に見積もり直した将来キャッシュフローから「ほんらいのあるべき実効金利」を改めて求める手続が特徴的であった。これによる場合、減損が生じた時点の簿価は、最初から「ほんらいの実効金利」を用いて期間配分を行っていれば導かれてきたはずのものと意義づけられる。いわば将来キャッシュフローに関する予測が初めから（事後的にみて）正しいものであったときの、「あるべき簿価」とみなしうるのである。

ここで述べたとおり、この方法による場合も「減損が生じた時点の簿価」に解釈を与えること自体はそう難しいことではない。ただ、実効金利の遡及修正という手続は、もともと、利息収益の期間配分を訂正するためのものと考えられる。そこから導かれてきた簿価を、ストックの価値それ自体に直接ひきつけて解釈するのは困難といえる。ここでも主眼が置かれているのは、あくまでも各期に配分される利息収益といえそうである。

以上、ここではさまざま形で見積もりを修正した結果、減損が生じた時点（あるいはそれ以降の年度）における簿価がどう解釈されるようになるのか、その問題を取り扱ってきた。い

減損と「見積もりの修正」（米山）

ずれの方法においても、簿価それ自体の意義には十分な関心が寄せられておらず、簿価は常に、利息収益の配分パターンに関する議論から「結果的に」導かれてきたものに過ぎない。ここで掲げたいいくつかの修正方法を比較対照する場合は、むしろ減損時点に計上される評価損失の意義や、それ以降に予定されている期間損益計算のありかたに着目する必要がありそうである。次項では、こういう観点から考察を進めることとする。

(2) 減損に伴う損失やそれ以降に計上される利息収益の意義

まずは“prospective approach”である。先述のとおり、このやりかたによれば、減損の発生にもかかわらず、原則として旧来の簿価をそのまま引き継ぐことになっている。そこで評価損失が計上されることはない。これまで繰り返してきたとおり、“prospective approach”は、回収可能な資金が減少した事實を、すべて実効金利の引き下げという形で期間損益に反映させる方法といえる。時の経過とともに、減損の影響を漸次期間損益に反映させることになっている以上、このやりかたにおいては評価損失の必要性が認められない。

ふたつめには“catch-up approach”を探り上げる。このやりかたによる場合、先の“prospective approach”とは対照的に、約定どおりの資金回収が見込めなくなった事實を、減損が生じた時点の評価損失にすべて反映させることとなる。減損以降もそれが発生する以前と同様、「当初の実効金利」にみあう利息収益を各期に配分すべきという判断が、この方法を支えているからである。減損の発生にもかかわらず「投資のねらい」に基本的な変化がみられないこと、つまり「投資の継続性」が、「当初の実効金利」の継続利用という形で業績評価のしくみに反映されるわけである。

なお、“catch-up approach”的変形として先に紹介した方法によるときは、減損を機に、利息収益を一切計上しないような期間配分のしくみへと移行することとなる。減損以降は金利収益の発生を期待すべきではなく、もっぱら元本の返済を受けることだけに努めればよいという判断が、暗にそこで働いているものと推察される。新たに「ゼロの実効金利」を用いて期間配分を行うためには、先述のとおり、「減損後も回収可能なキャッシュフローを単純に合計したもの」まで評価を切り下げる手続が必要となってくる。そこで切り下げられた簿価には、利息収益を放棄すれば回収可能な額としての解釈が与えられることとなる。

最後は、実効金利を過去に遡って修正するやりかたである。繰り返しとなるが、この方法に固有の特徴は、減損の発生はほんらいなら当初（金銭債権の創設時点）から予測できたはずと考えるところに求められる。それが確たるよりどころとなっている以上、見積もりの誤りに気づいた場合は、利息収益の「あるべき」期間配分へとただちに回帰するのが当然の処理とみなされる。つまりこの方法による場合、減損以降の年度における業績測定は、もともと最初から採用すべきであった、「正しい」実効金利による利息収益の期間配分と意義づけられることとなる。

企業会計において、事後的に判明した見積もりの誤りはしばしば、「いかなる努力を費やしても事前には予測しえなかつたもの」と「事前に十分予測できたはずなのに、正確な見積もりを怠つたため予測できなかつたもの」とに大別される。ふたつの「誤り」は併存しうるという見解も少なくないが、実効金利の遡及修正という手続においては、見積もりの誤りはすべて「十分な努力さえ払えば回避できたはずのもの」とみなされている。敢えて過去に遡って期間損益を修正する必要性は、いま紹介した強い価値判断（見積もりの誤りに関するもの）から導かれてくるものといえそうである。なお、このような立場から将来キャッシュフローの見積もりに

修正を施す場合、減損が生じた時点に計上される評価損失には、減損が判明するまで累積してきた「見積もりの誤差」を一度に切り捨て、「正しい」期間配分へと復帰するために計上されるものという解釈が与えられることとなる。

(3) 小括

以上の考察から導かれてきたことのひとつは、利息法の適用を与件として行われる「見積もりの修正」はいずれも、減損により切り下げられた簿価に何らかの経験的な解釈を与えるための手続とは考えにくいというものである。つまり「見積もりの修正」という作業は、ストックそれ自体の価値というより、むしろ減損以降の各年度に利息収益をどう配分すべきかに着目して進められるものといえそうである。以前にも簡単に言及したとおり、「見積もりの修正」は、約定どおりの資金回収が見込めなくなったとしても、利息収益の獲得が時の経過に依存している点で「投資のねらい」に根本的な変化がみられないケースと対応している。利息法自体、各年度に配分される利息収益に特定の解釈を与えるためのものである以上、それを与件とした「修正」も、おのずから損益計算指向の手続となるわけである。

本節の議論から導かれてきたインプリケーションのもうひとつは、見積もりの修正方法としてここで掲げたやりかたが、いずれも、減損以降の利息収益にそれぞれ異なる経験的な意味(解釈)を付与していることである。本稿においてはこれまで、「投資のねらいにそくした業績評価」という観点から資金回収に困難の生じた金銭債権の処理を考えてきたが、「投資のねらい」をいうだけでは、どのような形で修正を施せばよいのかは決められない。いずれのやりかたも「ねらい」に適うものであり、しかもここで述べたとおり、毎期の期間損益に意味のある解釈を与えることができるからである。もしそれぞれの方法に何らかの「差異」をつける必要があるなら、そこには「投資のねらいに適うかどうか」以外の価値判断を持ち込むしかないのである⁸。

本稿ではこれまで、減損の発生にもかかわらず「投資のねらい」に変化がみられない場合、利息法の継続適用を与件としてどのような「見積もりの修正」が行われるのか、具体的な切り下げの手続は利息収益をいかなる形で期間配分するためのものなのかを考察してきた。その結果、これらの論点について明確なインプリケーションを引き出せたことも少なくない。

しかしそのような議論においては、減損の発生後に期待されるキャッシュフローもそれ以前と同様、期待値ではなく絶対額という意味で確実に予測できるものと暗に仮定してきた。正常な金銭債権について約定どおりの資金返済が事実上確実に見込まれ、それ以外のケースは想定しない(あるいは、無視しても構わない)のと同様、不良債権に関する将来キャッシュフローのほうも変動性は僅少なものとみなしてきたのである。はたして減損の生じた金銭債権のすべてについて、見積もり直した将来キャッシュフローを「無視しうるほど変動性の僅少なもの」といいうのであろうか。

もちろん、この点については経験的な事実の裏づけを持たないが、以下のような不良債権が存在しても不思議はない。すなわち期待値としてのキャッシュフローは精密に予測でき、しかも時の経過を待つだけで実現が期待されるものの、その変動性は無視できない大きさであり、最終的なキャッシュフローの大きさについて事前の段階では確定することをいえない場合もある。このようなケースにおいても、これまでと同様、将来キャッシュフローを見積もり直したうえで利息法を継続適用すればよいのであろうか。それとも期待キャッシュフローに

大きな変動性が見込まれる場合は、旧来の推論に何らかの修正が求められるのであろうか。次節においてはこの問題を取り扱うこととしたい。

第3節 回収可能なキャッシュフローの変動性

(1) 「変動性」の業績測定に及ぼす影響

直前にも述べたとおり、本節のねらいは、時の経過とともにキャッシュフローの発生が見込まれるもの、そのキャッシュフローに無視できない変動性がみられる場合、何らかの特別な問題が引き起こされるのかどうかを確かめることにある。ここでいう「変動性」は、はたして減損以降の業績評価にどのような影響を及ぼすのであろうか。それとも、業績測定のありかたには何の影響も及ばないとみて構わないのであろうか。

ここで、減損を機に回収可能なキャッシュフローに大きな変動性が見込まれるようになったにもかかわらず、その期待値をもとに「見積もりの修正」を施し、利息法を適用し続ける場合を想起する⁹。話を簡単にするため、例えば償還時点にかぎってキャッシュフローが発生するゼロ・クーポン債（そのうち約定どおりの資金回収が見込めなくなったもの）を探り上げる¹⁰。このとき、償還期限の直前までは、回収可能なキャッシュフローの期待値をもとに、あらかじめ定められた利息法の手続により利息収益（未収利息）を計上し続けることとなる。その間は追加的な「見積もりの修正」などが施されないかぎり、業績評価のありかたをめぐり特筆すべきことは見出せそうにない。問題は、むしろ償還時点の処理をめぐり生じてくる。

先に述べたとおり、ここではキャッシュフローが（結果的に）さまざまな値をとりうる場合に関心を寄せている。利息法による期間配分の基礎となっている「期待値」とは、およそかけ離れた大きさのキャッシュフローが生じる可能性も視野に收めているのである。いま問題としているケースでいうなら、償還時点に期待値をはるかに凌駕するようなキャッシュフロー¹¹が得られる場合や、逆にそれを大幅に下回るようなキャッシュフローしか獲得できない場合も起これうる。これらはいずれも「予期せざる事態」とはいえず、むしろ当初予想したとおりの成果が実現した結果と考えられる。「予想どおりの結果」として、そこでは、実際に回収した資金とその期待値との違いにみあう利得や損失（償還損益）を償還時点に計上することとなる。

つまり、キャッシュフローの変動性が無視しえないほどの大きさにもかかわらず、その期待値をもとに利息法を適用すれば、実際にキャッシュフローが生じた年度において、期待値と実現値との差額にみあう（修正）損益が「追加計上」されることとなる。不良債権に関する投資の成果は、キャッシュフローの期待値にもとづき各期に配分された利息収益と、資金回収のたびに追加計上される（収益）損益とに二分され、統合されぬまま期間損益に反映されるのである。ここで紹介した一連の業績評価は、はたしてどう理解すればよいのであろうか。

思い返してみれば、利息法の手続は、毎期の利息収益に何らかの経験的な解釈を与えるところが特徴的であった。ところが、ここで議論の対象としている「変動性を無視しえないケース」においては、利息法をそのまま適用すると、各期に配分される利息収益についての解釈がかえって困難となってしまう。先に紹介したとおり、このケースで利息法によれば、キャッシュフローが生じないかぎり、その期待値（実現値と一致する保証はなく、むしろ大きく乖離するおそれさえあるもの）にもとづく利息収益が計上されることとなる。これに対し、実際に資金を回収した年度においては、それに加えてある種の「損益修正」が施されることとなる。資金が回収

されるかどうかで、年度毎の投資収益率が食い違ってしまうのである。このような業績評価に経験的な解釈を与えるのは、そう簡単なことではない¹²。

最後に、以上を簡単に要約しておきたい。減損の発生にもかかわらず、時の経過とともに投資の成果が実現するものと見込まれ、かつ、その成果を期待値という次元では正確に予測できるものの、回収可能なキャッシュフローに無視しえない変動性が見込まれる点だけが特殊なケースをここで取り扱ってきた。キャッシュフローに関する変動性が深刻でなければ、これまで議論してきたように、利息法の適用を与件として「見積もりの修正」を施すのが「投資のねらい」に適う処理となるケースであるが、キャッシュフローの変動性が無視できない場合は話が違ってくる。まさしく「変動性」の影響ゆえ、（「見積もりに修正を施した」）利息法の手続から導かれてくる収益は、経験的な解釈が困難となってしまう。

この「困難」についてもう少し具体的にいうと、「変動性」のもとでは、キャッシュフローの期待値と実績値との違いを埋め合わせるために、資金回収のたびに損益修正の手続が求められることとなる。その影響を受け、利息収益（より正確には、それを包摶した広い意味でいう「債権投資の成果」）は、計画的・規則的に配分されたものとはいえない。利息法という形式をとりながら、現実にとらえられた投資の成果は、その趣旨とは必ずしも首尾一貫しないものとなってしまう。当初の期待どおりに事態が推移したにもかかわらず、実現値が判明するたびにある種の修正手続が強いられる業績評価のしくみは、利息法の一環とみなすかぎりにおいて違和感の残るものといえる。そうなると、キャッシュフローに無視しえない変動性が見込まれる場合は、「投資のねらい」に適うような測定操作を新たに模索する必要が生じてきそうである。次項ではこの問題に議論を進めたい。

(2) 現金基準と原価回収法

先に述べたように、たとえ回収可能なキャッシュフローの期待値については正確な見積もりが可能であっても、そのキャッシュフローに無視できない変動性がみられる場合は、利息法の適用が必ずしも「投資のねらい」に適うものとはいきれない。利息法を適用すべきケースについて、これまで「投資の成果が事実上確実に見込まれる場合」という表現を用いてきたが、ここでいう「確実性」は、キャッシュフローの期待値に関する見積もりの正確さというより、むしろその変動性が無視しうる範囲に収まっている状況を指すものといえそうである。では、無視しえないほどの変動性が見込まれる場合については、どのような業績評価の手続が対応しているのであろうか。

いま言及したとおり、最終的な投資の成果について不確実な要素が多くみられる場合は、期待値を一応の目安として利息収益を期間配分しても、毎期の損益には意味のある解釈が与えられそうにない。そうなると、むしろ成果の確定を待ち、実際のキャッシュフローに裏づけられた収益だけを計上するやりかたのほうが「投資のねらい」に適うともいえそうである。不良債権に関する収益のとらえかたとしては、いわゆる「現金基準」や「原価回収法（cost recovery method）」がこれにあたる。

このうちの前者は、実際に資金の返済を受けるたび、それにみあう利息収益を計上するやりかたである¹³。これに対する後者は、回収した資金のすべてを、まずは元本の返済に充てられたものとみなし、その「完済」後に生じたキャッシュインフローを利息収益とみなす方法である。利息収益を計上するタイミングに多少の違いはみられるが、両者は未取利息の計上を認めてい

減損と「見積もりの修正」（米山）

ない点で基本的に等質的といえる。いずれによる場合も、どれだけの大きさで実現するのかが不確実な投資の成果を、それが確実になった時点で捕捉することとなる。いわば両者はともに、期待されているキャッシュフローの特性に配慮した測定操作、あるいは「投資のねらい」に適った業績測定のしくみといえる。

以上、ここでは最終的にどれだけの資金を回収できるのか、さまざまな可能性を想定できる不良債権について業績評価のありかたを論じてきた。そこでは、「現金基準」や「原価回収法」などの採用が「投資のねらい」に適うものとして示唆された。回収の見込まれるキャッシュフローに無視できない変動性がみられる場合は、減損の発生後も利息法を継続的に適用するのが「投資のねらい」と整合的な業績測定とはいえないである。

そうなると、ここで新たな問題が生じてくる。本稿の眼目はもともと、資金の回収に困難が生じたにもかかわらず「投資のねらい」には基本的な変化がみられない場合に置かれていた。見積もりを修正しながら利息法を適用し続けるのが、「ねらい」に適った業績測定といいうケースを取り扱ってきたのである。これに対し、回収可能額についてさまざまな可能性を想定できる場合は、先述のとおり、もはや利息法の採用が「ねらい」と整合的な測定操作とはいえないくなっている。いわばそこには、投資に寄せてきた期待の変質が認められることとなる。とすれば、現金基準や原価回収法への移行に際して、本稿で採り上げた“prospective approach”や“catch-up approach”など、利息法の適用を与件とした見積もりの修正手続は採りえない。むしろ「投資のねらい」が変化した場合に適うやりかた（次稿において詳述）で簿価を切り下げることがある。

「投資のねらい」に変化が生じた場合、具体的にどのような形で簿価を切り下げるのか、その詳細は次稿に譲ることとする。ここではさしあたり、本節に関する議論が、次稿を待たなければ完結しないことのみ指摘しておきたい。キャッシュフローの変動性が深刻な場合、減損を機に簿価を修正した後は、現金基準や原価回収法により投資の成果を捕捉すべきといえるが、減損が生じた時点にどれだけの評価損失を計上すべきかについては、いまだ確たることがいえないものである。

本稿では、減損が生じたにもかかわらず「投資のねらい」には変化がみられず、利息法の適用を与件として見積もりの修正を施す場合、具体的にどのような測定操作がありうるのか、それぞれはどのような論拠に支えられているのかを検討してきた。全体をつうじた含意のひとつは、将来キャッシュフローに関する見積もりを修正する場合、さまざまなやりかたがありうるということである。それらは形式的な存在に過ぎないのでなく、それぞれに経験的な解釈を与えることができる。そこでいう「解釈」は、切り下げ後の簿価を何らかの属性値にひきつけて直接理解するためのものというより、むしろ減損以降の各年度に利息収益をどう期間配分すべきかという観点から導かれたものであった。言い換えれば、「投資のねらい」に変化がみられない場合は、損益計算指向の修正が施されることとなる。これが本稿から引き出されたもうひとつインプリケーションといえる¹⁴。

重要な含意の最後は、ほぼ確実に約定どおりの資金回収が見込まれる正常な金銭債権とは異なり、資金の返済額についてさまざまな可能性が想定できる不良債権に関するものである。期待値の次元では正確な見積もりが可能であり、かつ、その期待値にみあう投資の成果は時の経過を待つだけで実現が期待されるケースでは、一見したところ、利息法の継続適用を与件とし

て「見積もりの修正」を施すのが「投資のねらい」と整合的な処理のようにみえる。しかし実際には、予想されるキャッシュフローの変動性が重要な役割を果たしている。どれだけのキャッシュフローが回収できるのか定かでない場合は、減損を機に「投資のねらい」が変化したものとみたほうがよい。これが本稿最後のインプリケーションである。この問題に関する考察は、次稿へと持ち越すことになる。

前稿「長期金銭債権の減損－基本的な着眼点－」で確認したとおり、金銭債権からの資金回収に困難が生じた場合、その困難にもかかわらず「投資のねらい」に基本的な変化がみられないケースと、困難ゆえ「ねらい」が変化するケースとがありうる。変化の有無に応じて、減損の会計処理も違ってくる。次稿では、債権投資に寄せてきた期待が変化する場合に考察を進めることとする。

[注]

- 1 “No-adjustment” という呼称も付されている (FASB [1990], para.386)。
- 2 特徴をとらえて “Interest-adjustment” とも呼ばれている (FASB [1990], para.390)。
- 3 この基準書は、減損が生じた時点においては、原則として評価の切り下げを行わないことにしている。
しかし、回収の見込まれるキャッシュフローを割り引かずに合計したものさえ、再構築の対象となった金銭債権の簿価に満たない場合は、キャッシュフローの単純な合計額まで評価を切り下げるこになっている。
- 4 “Balance-adjustment” という呼称も用いられている (FASB [1990], para.395)。
- 5 「討議資料」では、例えば、“All elements based on current information and assumptions?” という質問に対し、“No” の場合は「期間配分 (accounting allocation)」の手続が採られることとなる。「見積もりの修正」は、この「期間配分」の手続の一環とみなされる。他方、先の質問に対する答えが “yes” の場合は、「直接測定 (direct measurement)」の手續が採られることとなる。ここでいう「直接」は、(旧来の業績測定いかんにかかわらず) 測定時点におけるストックの価値を「直接」見積もる手續の特徴をとらえたものと推察される。
- 6 米山 [1995] 第1節も参照。
- 7 減損の事実を期間損益に反映させるタイミングの「遅れ」という場合、暗に「減損の発生と同時に評価を切り下げるべき」という価値判断が下されている。しかし、その時点においてただちに評価を切り下げるべきかどうかは、まさしく一連の論改における検討課題であって、先駆的に主張しうるものではない。つまり、損失の計上が代替的な方法とくらべて相対的に遅れるからといって、それ自体は非難に値しないとも考えられる。
- 8 例えば米国の現行ルールは、前述のとおり、遡及修正に対し、一般に制限的かつ抑制的なスタンスをとっている。そこでは、過去に遡って実効金利を修正する方法だけが、その他のやりかたとは異なり内的な整合性を損なうものとなっている。翻ってわが国においては、約定どおりの資金回収が見込めない場合に関するルールがいまだ体系化されていない。そういう状況では、「ルールの内的な整合性」は見積もりの修正方法を比較対照する場合の座標軸とはなりえない。
- 9 見積もりの修正方法として “prospective approach” を採るのか、それとも “catch-up approach” を採るのかは、ここでは重要な相違を引き起こさない。いずれを採用するにせよ、共通の問題が生じてくる。その

減損と「見積もりの修正」（米山）

ため、本節の最後に至り，“prospective approach”も、また“catch-up approach”もここでは採りえないことが示される。

- 10 キャッシュフローのタイミングについては遅延が生じなかったものとする。
- 11 もちろん、いかなるケースにおいても契約に定められた額が上限となるのはいうまでもない。
- 12 利息法はもともと、実際のキャッシュインフローが生じたかどうかには重きを置かず、もっぱら時の経過に応じて投資の成果を捕捉する方法といえるからである。
- 13 直後に言及する原価回収法とは異なり、回収した資金のうちのどれだけを元本の返済とみなし、どれだけを利息収益の発生とみなすべきについて、「現金基準」をいうだけでは決まらない。もっとも、回収した資金をまずは利息収益に割り当て、それが配分し尽くされた後、残りを元本の返済に充てるような測定操作が、「現金基準」をめぐる通説的な理解となっているようにもみえる。
- 14 よく知られているとおり、米国においては“prospective approach”を探っている基準書第15号が破棄され、代わりに“catch-up approach”を探る基準書第114号が公表された。これは後者のほうが前者より「投資のねらい」に忠実な手続だからではなく、例えば、減損の事実ができるだけ早く損益計算書に反映させるべきというような価値判断に支えられた改訂と考えられる。「投資のねらい」との対応関係という視点からは、複数の修正方法に差異をつけることはできないというのが、本稿から引き出されてきたインプリケーションといえる。

[参考文献]

- AAA [1993], American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee, “Response to the FASB Exposure Draft ‘Accounting by Creditors for Impairment of a Loan’,” *Accounting Horizons* Vol.7 No.3, 1993, pp.114-117.
- APB [1971], Accounting Principles Board, APB Opinions No.20 : *Accounting Changes*, American Institute of Certified Public Accountant, July 1971.
- FASB [1977], Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.15 : *Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*, June 1977.
- FASB [1990], Discussion Memorandum: *an analysis of issues related to Present Value-Based Measurements in Accounting*, December 1990.
- FASB [1991], Statement of Financial Accounting Standards No.107 : *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, 1991.
- FASB [1992], Proposed Statement of Financial Accounting Standards : *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan - an amendment of FASB Statements No. 5 and 15 -*, June 1992.
- FASB [1993], Statement of Financial Accounting Standards No.114 : *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan*, May 1993.
- IASC [1997], International Accounting Standards Committee, Exposure Draft No. 55 : *Impairment of Assets*, May 1997.
- 大日方 [1997], 大日方隆「債権の評価」『横浜経営研究（横浜国立大学）』第18巻第1号。
- 米山 [1995], 米山正樹「第4章 貸出金減損の開示と業績測定：基準書第114号／第118号」「金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向—基準の解説と検討—」米国財務会計基準（金融商品）研究委員会報告下巻、財団法人企業財務制度研究会、1995年7月、235-267ページ。